

(H) 暴風警報発令時の対応 ①午前7時現在、大阪府に<u>暴風警報</u>が発令されているとき …自宅待機 ②午前7時～11時の間に<u>暴風警報</u>が解除されたとき …解除2時間後から授業開始 ③午前11時現在、大阪府に<u>暴風警報</u>が発令されているとき …休校 (例示 午前8時に解除された場合は、午前10時から授業開始となる。) 補足 当日が午前中授業(午後カット)である場合、②は以下のようになります。(③はそのまます) ②ーあ 午前7時～8時30分の間に暴風警報が解除されたとき…解除2時間後から授業開始(当該時限の授業) ②ーい 午前8時30分現在、暴風警報が発令されているとき…自宅待機 ②ーう 午前8時30分～11時の間に暴風警報が解除されたとき…午後1時20分から授業開始(3,4時限の授業) *なお、全校一斉に午後カットではない場合、通常授業の学年をこの補足に合わせる。 (②ーうの場合、本来の当該時限の授業ではなく、3,4時限の授業を行う。) ◎ テレビ・ラジオの情報に注意し、暴風警報が解除された時刻を確認すること。 また、大阪府教育委員会からの指示があれば、それに従うこと。 ◎ 大阪府の各地域にわけて警報が発令・解除された場合は「大阪市、北大阪、東部大阪」が該当します。(南河内、泉南は対象外です) ◎ 大雨洪水警報等は対象外です。暴風警報のみ関係します。 ◎ すべての特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)も、暴風警報と同様に扱います。	【主旨】気象警報の改訂に併せて、内規の改訂が必要であるとする。また従来の内規で、不明瞭であった部分には、より明確な例示を付与した。 (H) <u>気象警報発令時の対応</u> ・大阪市または守口市に暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合 ・大阪市または守口市に特別警報、大雨・土砂災害・高潮危険警報が発令されている場合 ・学校所在地の守口市に河川氾濫危険警報(淀川水系・寝屋川水系)が発令されている場合 <u>上記の場合は、以下のとおり対応する。</u> ①午前7時現在に発令されている場合 …自宅待機 ②午前7時～11時の間に解除された場合 …解除2時間後から授業開始 <table><tr><td colspan="2">(午前7時から午前7時40分までに解除された場合…9時40分から2時間目の授業)</td></tr><tr><td>午前8時45分までに解除された場合</td><td>…10時45分から3時間目の授業</td></tr><tr><td>午前9時45分までに解除された場合</td><td>…11時45分から4時間目の授業</td></tr><tr><td>午前11時まで解除された場合</td><td>…13時20分より5時間目の授業)</td></tr></table> ③午前11時現在に発令されている場合 …休校 補足 当日が午前中授業(午後カット)である場合、②は以下とする。(③は変更なし) ②ーあ 午前7時～8時30分の間に解除された場合…解除2時間後から授業開始 (例示 午前7時40分までに解除された場合は、午前9時40分から2時間目の授業) ②ーい 午前8時30分現在に発令されている場合…自宅待機 ②ーう 午前8時30分～11時の間に解除された場合…午後1時20分から授業開始(3、4時限の授業) *なお、全校一斉に午後カットではない場合、通常授業の学年をこの補足に合わせる。 (②ーうの場合、本来の当該時限の授業ではなく、3、4時限の授業を行う。) ◎ <u>気象警報は気象庁(大阪管区気象台)の発令を基準とします。</u> テレビ・ラジオの情報に注意し、発令されていた警報が解除された時刻を確認すること。 また、大阪府教育委員会からの指示があれば、それに従うこと。 ◎ <u>在住する地域で上記の気象警報が発令された場合、または上記の気象警報が発令されたため交通機関の運転見合わせ等により、通学が著しく困難な場合は、自宅待機とする。</u> <u>その場合は「欠席扱いとしない」こととする。</u>	(午前7時から午前7時40分までに解除された場合…9時40分から2時間目の授業)		午前8時45分までに解除された場合	…10時45分から3時間目の授業	午前9時45分までに解除された場合	…11時45分から4時間目の授業	午前11時まで解除された場合	…13時20分より5時間目の授業)
(午前7時から午前7時40分までに解除された場合…9時40分から2時間目の授業)									
午前8時45分までに解除された場合	…10時45分から3時間目の授業								
午前9時45分までに解除された場合	…11時45分から4時間目の授業								
午前11時まで解除された場合	…13時20分より5時間目の授業)								